

旭地区第2次住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第10号

徳延・纏・河内の全域と根坂間・公所の一部が
10月14日(火)に
新しい住所になりました！

お住まいの皆様には住所変更の手続きなど、お手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

手続き動画を公開中

住居表示の手引き（紫色の冊子）の内容を編集した、15分程度の動画ですので、ご活用ください。

二次元コード



お問い合わせはコールセンターへ

コールセンター

開設時間…8:30～17:00(土日を除く)

開設期間…10月27日(月)まで

☎050-3493-1300

開設期間後は平塚市 都市整備課へ (0463-21-8783)

(裏面に続きます→)

不動産登記の住所変更手続きについて

登記簿にはその土地・建物の所有者を示す情報が登記されています。その中に住所の記載があるため、法務局に所有者の住所変更の本人申請が必要になります。

○所有不動産について

住所が変更となった方が**所有する全ての不動産**（住居表示実施区域内外問わず）の所有者の住所変更手続きが必要です。

平塚市内の不動産は横浜地方法務局西湘二宮支局の所管ですが、市外の場合は所管が異なる場合もありますので、お持ちの不動産を所管する法務局をご確認ください。

・所管法務局の一例

横浜地方法務局 西湘二宮支局：平塚市、小田原市、大磯町など

湘 南 支 局：鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市など

厚 木 支 局：厚木市、伊勢原市、愛川町など

○共有名義の不動産の申請の仕方

申請人が所有する不動産であれば、単独、共有名義に関わらず、複数を同一申請書で申請が可能です。

①所有者各人が申請する場合

申請人は、自身の単独名義と共有名義の不動産を、同一の申請書にまとめて申請することが可能です。残る共有者も各人で申請します。

②共有者が連名で申請する場合

同一の共有名義の不動産であれば、共有者同士が連名で申請することも可能です（住居表示の手引きP24の例）。

令和7年10月発行

旭地区第2次住居表示実施検討会（事務局：平塚市 都市整備課）

（電話：21-8783（直通） または23-1111（代表） 内線2604）